

アーリークロス 企業型DC導入支援で協会設立 パートナー会計事務所が退職金問題をサポート

「老後資金2,000万円不足」問題を契機に、大きくのしかかる「将来への備え」。その不安を解消するiDeCoが人気を集めると同時に企業型確定拠出年金制度(企業型DC)への関心も高まりつつある。こうした状況を受け、会計業界内でも新たな導入支援の取り組みが出てきており、税理士法人もグループにあるFP会社の(株)アーリークロス(福岡・福岡市、代表取締役=花城正也氏・写真)が、企業型DCの普及・推進のための(一社)中小企業退職金制度支援協会(略称:中退協)を立ち上げ、顧問先企業の退職金問題をサポートする新しいビジネスモデルを展開し始めた。

将来資産の問題解決を提案

企業型DCは、企業が掛金を毎月積み立て(拠出)し、従業員(加入者)が自ら年金資産の運用を行う制度で、全国で約750万人が加入している(2021年3月末)。

(株)アーリークロスは、「みらいのおかねをデザインする」をコンセプトに、企業型DCの導入支援をはじめ、アニメでわかる「おかねの教科書」やキッズマネースクール「おかねの学校」など、資産運用全般に関する商品やサービスを提供。中心となる企業型DCは、SBI証券、みずほ信託銀行、日本企業型確定拠出年金センターなどと協力して展開している。

もともとは個人資産形成に関するFPを提案した際、顧問先社長から、「自分の老後資産についてもコンサルして欲しい、との相談を受け、確定拠出年金に興味を示してもらったことがきっかけ」(花城社長)となり、以来、企業型DCに関する制度設計、投資教育、事務取次をワンストップで提供し、社長や従業員の将来のおかねを作る支援を実施しているもの。

そもそも年金問題は、税務はじめ保険、不動産、証券の各分野における各専門家がばらばらに提案していたのではまともでない。同社はこれらを総合的に提案することで、将来資産の問題を解決させており、中核となる企業型DCは半年で40件の導入実績となった。

企業型DCは、役員退職金の積み立てが全額損金で行えるほか、従業員の節税(所得税・住民税・社会保険)に加え、会社側の社会保険軽減にもつながる。掛け金については、選択制を活用した場合、従業員が毎月の貯蓄の一部を転嫁

することで拠出する。これによって給与が減額されると同時に、社会保険料と税金が一部軽減されるため、事業主の負担もそれだけ軽くなる。また、経営者ひとりの零細企業でも同制度が利用できるほか、利用するかどうかは従業員の選択に委ねられる点も大きな特徴といえる。

ただし、こうしたメリットがあるにもかかわらず、中小・零細事業者に対する導入支援をしっかりと行える機関や人材が極めて少ないのが現状であり、さらに企業側でも、「規定」の作成など事務コストがかかるほか、自社の年金制度設計、従業員への継続投資教育の実施など面倒な手続きがあり、導入を躊躇する経営者は少なくない。

永続的な業務手数料も望める

このように、どんなに効果的に運用したくても、経営者の「サポーター役」がいなければ、実際の導入にはなかなか繋がらないため、同協会では、パートナー制度を発足させて全国の会計事務所や税理士法人に参加を呼び掛けている。退職金積立や節税、福利厚生などは経営者との話題になりやすく、中退協では、税理士らが適任と見ている。

同社の導入実績のうち、約15%が紹介によるもので、関与先への紹介ツール、いわばドアノックサービスとして活用を呼び掛ける。パートナーの役割は、厚生年金事務適用事業所から対象となる企業を選別し、企業型DCの概要説明を行う。そして企業との面談日程の段取りなど、紹介レベルの業務を担う。説明に必要なツールや、従業員説明会、投資教育、制度開始後の運用など面倒な導入プロセスは中退協がサポートする。

事務所側には営業や実務、経験、資格は必要なく、「提案書を持っていくだけでも大丈夫。顧問先には、『社長の老後設計はどう考えられていますか?退職金はどうされますか?』というレベルのヒヤリングだけでも有効」(花城社長)という。ただ、単なる紹介とはいえ、企業型DCに関する基本的な知識や最低限の金融知識は必要で、場合によっては就業規則の変更が必要になる場合もある。

企業側のDC導入コストは、初期費用と月額費用のほか、拠出人数に応じた料金が加わる。仮に10名程度なら初期費用がおおよそ40万円程度が必要で、ここから、パートナー(会計事務所)への手数料収入が支払われる。パートナー制度は顧問先にニーズを喚起して紹介し、成約になった場合に紹介手数料が受け取れる。紹介手数料は1事業所あたり約4万円の初期



INDEX

経営分析の自動化アプリ	2面
士業連携の電子契約サービス	3面
税理士後継者紹介のススメ	4面
売上貢献する「顧客管理」	5面
税制改正ダイジェスト	6面
大手税理士法人のDXマーケティング	7面
MAP経営 伊藤新社長に聞く	8面

導入費と、拠出した従業員数に応じた月額手数料収入が継続して得られる。会計事務所の付加価値提案業務の新しいメニューとして追加できるほか、中小企業の退職金問題をサポートしながら、定期的なフィーも期待できるわけだ。

現状、中小企業側の認知度は低く、確定拠出年金制度の情報提供だけでもロイヤリティがある。会計事務所としても提案しやすく、紹介ツールとしてのメリットもある。なお、問い合わせや相談等は、オンラインにて対応する。

中小企業の退職金問題が深刻化する理由として、「身近に専門家がいない」という問題は大きい。今年度から始める高校の新学習要領では、「資産形成」の視点にも触れる金融教育が実施されるなど、「マネーリテラシー」は今後高まっていくだろう。そうしたなか、中小企業の参謀役である税理士が立ち上がり、退職金問題を積極的にサポートする必要はありそうだ。

詳しくはQRコードで。



税制改正で指摘された「元税理士」も懲戒処分の対象に

令和4年度税制改正大綱に税理士制度の見直しが明記され、「税理士の業務の電子化等の推進」「税理士事務所の該当性の判定基準の見直し」「税理士試験の受験資格要件の緩和」など13の改正項目が掲げられた。大綱では、令和5年4月1日からの施行としており、来年中に会則変更を実現していくことになる。

税理士業務のIT化への取り組みをはじめ、税理士事務所に該当するかどうかの判定について、設備又は使用人の有無等の物理的な事実により行わないことにするなど、リモートワーク等については柔軟な対応が可能となる配慮も伺える。また、税理士試験の会計科目(簿記論と財務諸表論)の受験資格が不要になれば、高校生や大学低学年であっても会計学の試験が受験できるようになり、業界発展につながるだろう。

ただ、気になる項目もある。「懲戒処分を受けるべきであったことについての決定制度の創設等」と「税理士法に違反する行為又は事実に関する調査の見直し」が盛り込まれた点だ。

この改正は、懲戒処分の調査対象となった税理士が廃業し、税理士登録を抹消することにより、国税当局の調査と懲戒処分を逃れることができるという問題が背景にあった。このため、改正では、「税理士であった者」も調査や懲戒処分の対象に加える規定を創設し、仮に自主返納した後も再登録拒否などができるように

するというもの。さらに、税理士懲戒処分の除斥期間が創設される。そもそも、除斥期間がないという指摘があったための改正という見方ができるが、これにより調査はより厳しくなることが想定される。

「懲戒処分前に資格を自主返納」、これは崖っぷちの税理士が最終手段として使う手といわれる。懲戒処分が下される前に税理士資格を返上してしまえば、法律上は税理士でなくなるため、税理士法による処分ができなくなる。自主返納なら後々、税理士として再登録することも可能なのだ。こうした税理士制度の抜け道を利用した「懲戒逃れ」は後を絶たない。

組織的に持続化給付金を不正受給していたとして、企業の元社長と税理士が逮捕された事件に関連し、「士業について、逮捕起訴されても、一定期間後、再度業務が行えるという矛盾がある。かねてから何度も言われているが改正されない。李下に冠を正すことができない業界の問題である」という意見もある。

税理士業界内では、こうした「懲戒のがれ」の防止策として、日税連が自主規制を働かせて、税理士の再登録を拒否できるような制度の創設を考える時期ではないかという声も強かった。不正を行ったとされる税理士の調査権限、監督事務の移管などの問題も絡んでくるが、税理士業界全体に対する社会的な不信感をより大きくさせないためにも、自浄努力に期待したい。

今までと違う今年のIT導入補助金 PCやタブレット、レジ購入費も対象に

今年のIT導入補助金はこれまでと変わって、パソコン等のハード購入費も対象となった。

昨年末の補正予算で、「新」IT導入補助金の概要が明らかになったもので、「パソコン」や「タブレット」に対して、10万円(補助率1/2)の補助金が出る。このパソコン等のハードに対する「パソコン補助金」的なものは、過去にほとんど例がなかった。

今回のIT導入補助金では、小規模事業者が今後のインボイス対応のために、会計ソフトやパソコン、レジ等を購入するなどの用途に向け、使いやすくなるのが期待される

IT導入補助金は、中小企業がソフトウェアなどを購入して、会社の業務効

率化や生産性を向上させようとする時に国から補助される制度。国に登録された「IT導入支援事業者」から、「ITツール」として登録されているソフトウェアなどを購入する必要がある。

主な変更点は以下の通り。開始時期は調整中となっている。

○補助対象

会計ソフトや受発注システム、決済ソフト等のITツール、パソコン、タブレット、レジ等

○補助上限額と補助率

ITツール 50万円(補助率3/4)
50万円~350万円(補助率2/3)
PC、タブレット等10万円(補助率1/2) レジ等20万円(補助率1/2)